

# **県営首里城公園管理水準書**

**沖縄県土木建築部  
都市公園課**

# 首里城公園植栽維持管理水準書

## 目次

1. 目的	1 P
2. 一般事項	1 P
3. 管理レベル設定及び管理目標	2 P
(1) A レベル区域	
(2) B レベル区域	
(3) C レベル区域	
(4) D レベル区域	
4. 標準実施頻度	2 P
5. 管理対象範囲及び対象数量	2 P
6. 要求水準	3 P
6-1 樹木管理	3 P
(1) 剪定	
(2) 施肥	
(3) 灌水	
(4) 支柱管理	
(5) 移植	
(6) 枯損木撤去	
6-2 芝生地管理	4 P
(1) 芝刈	
(2) 施肥	
(3) 灌水	
(4) エアレーション及び目土かけ	
(5) 補植	
6-3 草花管理	5 P
(1) 植替・補植	
(2) 施肥	
(3) 灌水	
(4) その他特記	
6-4 雑草管理	6 P
(1) 除草	
(2) 草刈	
(3) その他特記	
6-5 病虫害防除	6 P
6-6 気象災害時の管理	6 P
(1) 台風対策	
(2) 台風通過後の管理	
(3) その他特記	

6-7 催事開催時の管理 \_\_\_\_\_ 7 P

(1) 催事開催前～開催中の管理

(2) 催事終了後の管理

(3) その他特記

6-8 植栽巡回点検 \_\_\_\_\_ 8 P

(1) 目的

(2) 点検項目

(3) その他特記

7. 提出書類 \_\_\_\_\_ 8 P

7-1 提出書類一覧 \_\_\_\_\_ 8 P

7-2 植栽管理計画書 \_\_\_\_\_ 8 P

7-3 植栽管理月報（植栽） \_\_\_\_\_ 9 P

7-4 植栽点検月報（植栽） \_\_\_\_\_ 9 P

7-5 協議書 \_\_\_\_\_ 9 P

7-6 被害報告書 \_\_\_\_\_ 9 P

## 資料

- ① 植栽管理区域図面
- ② 管理レベル一覧表
- ③ 植栽維持管理数量総括表
- ④ 植栽管理現況図

# 県営公園植栽維持管理水準書

## 1 目的

公園植栽は、公園敷地及び周辺地域における環境保全機能、防災機能、また安全で快適なアウトドアレクリエーション空間の提供等、都市公園に求められる主要な機能を果たす上で重要な役割を果たしている。植栽維持管理の最も重要な目的は、公園内の植物の生育条件を整え、その健全な生育を維持し、継続させることにより、上記の役割達成に寄与することである。

## 2 一般事項

- (1) 公園指定管理者は、原則として、業務指定時と同等あるいはそれ以上の良好な植栽生育状態を維持・継続すること。
- (2) 指定と同時に提出書類等の確認を行い、必要書類を遅延なく提出すること。
- (3) 維持管理作業は、原則として、公園利用に支障を及ぼさないよう行うこと。
- (4) 作業にあたっては必ず植物維持管理の知識を有する者が監督し、対象植物の特性や生育状況、植物生理等に応じ、適切な時期に、適切な技術・手法により実施すること。
- (5) 管理作業中は、危険防止のための作業範囲をバリケード等で囲い、作業中であることを明示すること。常に作業員、公園利用者、近隣住民等への安全を確保し、危険が及ばないよう行うこと。必要に応じ保安員を配置すること。
- (6) 作業で発生した健全な伐採枝葉等は、原則としてリサイクル利用すること。
- (7) 樹木撤去、移植、補植等、現状変更を要する場合には、必ず事前に協議書を提出し、変更内容の可否等を担当課と協議すること。
- (8) 原則として、除草剤は使用してはならない。その他薬剤の使用にあたっては必ず事前に提出し、担当課と協議の上行うこと。
- (9) ハブ防除、人畜に対する害虫駆除等、園内の安全を確保する項目は植栽管理とは別途に検討すること。その際、植栽景観を著しく損なう異状が生じた場合には、担当課と協議して適切に対処すること。
- (10) 担当課より現状把握依頼、及び維持管理に関する指示等があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- (11) その他、担当課と緊密に連携をとり、必要に応じ適切に対応すること。
- (12) 管理内容に変更の必要があるときは担当課と協議の上、変更できるものとする。

### 資料内容

- ① 植栽管理区域図面は、管理レベル区域を図示したもの
- ② 管理レベル一覧表は、要求管理頻度を表で明示したもの
- ③ 植栽維持管理数量表は、管理対象数量を表で明示したもの
- ④ 植栽管理現況図は、現管理者が管理している植栽の現況を図示したもの

### 3 管理レベル設定及び管理目標

公園内の植栽地は立地条件等により下記の4つの植栽管理レベルに区分されている。

各レベルの特性、及びその区域に求められる管理目標は下記のとおりである。

#### 管理要求水準

##### (1) A レベル区域

高  
↑  
• 主要観光施設周辺や各種競技場等、特に重点的な植栽美観の維持を求められる箇所。

- 植栽は常に良好であることが生育目標として求められる。
- 常に巡回点検し、生育状態等（特に開花、結実等）に留意する。
- 美観を損ねる要素は常に除去するよう努める。

##### (2) B レベル区域

- 公園利用者が立ち入れる箇所、花見スポット、花壇等の緑化施設。
- 植栽は概して良好であることが生育目標として求められる。
- 常に巡回点検し、生育状態等（特に開花、結実等）に留意する。

##### (3) C レベル区域

- 園路・施設周辺の裸地、法面等、公園利用者は立ち入らないが、目に触れやすい箇所。及び、林間遊歩道周辺、蝶園、自然観察区域等、積極的な手入れが好ましくない箇所。
- 植栽は枯れない程度であることが生育目標として求められる。
- 随時巡回点検し、生育状態等に留意する。

##### (4) D レベル区域

低  
↓  
• 公園利用者が立ち入れない自然樹林地。原則として植栽した植物は無い緑地。

• 周縁を随時巡回点検し、公園利用者及び公園内植栽の安全等に影響する事由（危険枝や越境枝、病虫害、及び自然災害発生等）に留意する。

### 4 標準実施頻度

各レベル区域別管理実施の目安、管理作業の年間標準頻度等は、資料①管理レベル一覧表を基準とする。

なお、日常管理一覧表の樹木、草花、芝生・雑草が適用される区分は、以下のとおりとする。

ア 日常管理一覧表一樹木： 高木、中低木、花木・果樹、ヤシ・特殊類に適用

イ 日常管理一覧表一草花： 花壇等、草花植栽地に適用

ウ 日常管理一覧表一芝生・雑草： 芝生地、裸地等、雑草繁茂地に適用

### 5 管理対象範囲及び対象数量

各公園における管理対象数量は、資料②植栽維持管理数量表参照。

各公園における管理レベル区域の該当範囲等は、資料③植栽管理区域図参照。

## 6 要求水準

### 6-1 樹木管理

#### (1) 剪定

- 枯枝・通風障害枝・危険枝・越境枝等の除去を主な目的として実施する。
  - ア 高木剪定
    - 原則として自然樹形を維持する。
    - 樹形、樹幹のバランスを考慮しつつ、最も適切な時期、手法により行う。
    - 剪定後は必要に応じ切口の殺菌・防水処理を行う。
    - 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わないこと。
    - 台風シーズン前は樹冠状態を点検し、幹折・枝折防止のための枝透かし剪定等を行う。
  - イ 中低木剪定
    - 生垣や玉物、寄植は、仕立樹形を維持し、樹木の特性に応じて切詰め、中透かし等を適切に行う。
    - その他、高木剪定に準ずる。
  - ウ 花木・果樹剪定
    - 花木・果樹の剪定は、花芽の分化時期や着生位置に注意すること。時期を間違えると開花・結実が見られなくなるので十分注意する。
    - その他、高木剪定に準ずる。
  - エ ヤシ・特殊類について
    - ヤシ・特殊類（タコノキ類、ソテツ等）の特性に応じ、枯葉を適宜除去する。
    - 原則として自然樹形を維持する。
    - タコノキ類等で、やむを得ず枝を落とす場合は、樹形、樹幹のバランスを考慮しつつ、最も適切な時期、手法により行う。
    - その他、高木剪定に準ずる。

#### (2) 施肥

- 着花・着果促進、樹勢回復を主な目的として実施する。
- 特に花木・果樹は定期的に施肥を行うこと。原則として落花直後、結実直後に追肥を実施すること。
- その他樹木は、各樹木特性を考慮し、必要に応じ施す。原則として、剪定後に追肥を実施すること。
- 施肥を行う際は、樹種特性や施肥の種類を配慮し、最も効果が期待できる方法で行うこと。
- 溝、縦穴等の掘削に際しては、根に損傷をあたえないよう注意すること。

#### (3) 灌水

- 健全な樹木生育を維持することを主な目的として実施する。
- 天候、土壤状態に注意し、無駄なく、時期を逸しないよう行う。
- 特に干害の著しい樹木には、根に十分水がゆきわたるよう、根元の周囲に根元直径の4倍程度を直径とする深さ15cm程度の水鉢をつくり、じっくり浸透させること。

#### (4) 支柱管理

- 樹木生育に応じた既設支柱機能の維持を主な目的として実施する。
- 高木支柱を中心に、定期的な食い込み状態や結束等の確認を行い、必要に応じて再結束・再設置等を行う。
- 不要となった支柱は、速やかに取り外す。
- 支柱の取り外しは、樹木を損傷しないよう十分に注意し根元より完全に引き抜く。また、杉皮、シュロ縄、亜鉛引鉄線等も同様にきれいに取り除く。
- 除去穴等の埋戻し・整地を確実に行い、公園利用者等に危害が及ばないよう安全管理を十分行うこと。
- 取り外した支柱は、適正に処分すること。

(5) 移植

- 新規工事等に伴い作業の支障となる樹木等の保護を主な目的として実施する。
- 必ず事前に協議書を作成し、移植可否、移植先等について担当課と協議の上行うこと。
- 原則として園内に移植すること。
- 移植木が健全に活着できるよう適切な手法で移植すること。移植木には幹巻きを行い、植付け後の養生を十分行うこと。活着するまで、樹木規格に応じた支柱を設置すること。
- 移植に伴い不要となった旧支柱等は速やかに撤去すること。移植で生じた穴等は埋戻し・整地を確実に行い、公園利用者等に危害が及ばないよう安全管理を十分行うこと。

(6) 枯損木撤去

- 樹木枯損による倒木等の危険を除去することを主な目的として実施する。
- 必ず事前に協議書(7. 提出書類の項参照)を作成し、撤去可否、処分方法等について担当課と協議の上行うこと。
- 生育不良木等については、樹勢回復や延命措置を総合的に考えあわせ、真にやむを得ない場合に限り伐採を行うこと。
- 伐採作業にあたっては周辺植栽、施設等を損傷しないよう行う。また周辺が芝生地である場合は芝生を傷めないようシート等で適宜保護すること。撤去作業の支障となる樹木は、原則として移植により対処すること。
- 原則として地上部のみ撤去する。できるだけ地際より処置すること。
- 地下部も除去する場合は、除去穴等の埋戻し・整地を確実に行い、公園利用者等に危害が及ばないよう安全管理を十分行うこと。
- 病虫害を伴う撤去に際しては、6-5 病虫害防除の項も参照すること。

## 6-2 芝生地管理

- 良好的な芝生生育の維持、芝生地の美観維持等を主な目的として実施する。
- (1) 芝刈
- 芝生地内にある石、空き缶等の障害物はあらかじめ除去し、安全に行う。
  - 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意する。
  - 原則として、管理レベルに応じた目標刈高を守り、刈り残しやムラがないよう均一に刈り込むこと。

- 著しく短く刈り込んだりしないこと。1cm以上残すこと。
  - 必要に応じて刈芝を所定の場所へ集積し、リサイクル等適切に対処する。
- (2) 施肥
- 施肥を行う際は、芝生に適した種類を、最も効果が期待できる方法で行うこと。
  - ムラのないよう、均一に散布する。
  - 原則として、降雨直後等で芝面が濡れている時には行わないこと。
- (3) 灌水
- 天候、土壤状態に注意し、無駄なく、時期を逸しないよう行う。
  - 芝生全面にゆきわたるよう、均一に散水する。
- (4) エアレーション及び目土かけ
- 生育不良が生じ、土壤が硬すぎると（山中式硬度計20mm以下等）はエアレーションを行うこと。
  - エアレーション器具又は機械により、土壤が膨軟となるよう効果的に行う。
  - エアレーション後には目土かけを行うこと。
  - その他、適宜ブラッシング、カッティング等を行うこと。
- (5) 補植
- 生育不良箇所等においては順次補植を行う。
  - 生育不良原因等が予測される場合には、その原因を除去した後、補植を行うこと。
  - 張芝にあたっては、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土を施し、よく灌水すること。

### 6-3 草花管理

- 花壇等、草花植栽地における良好な草花生育の維持、美観維持等を主な目的として実施する。
- (1) 植替・補植
- 季節に合った花々が茂った状態を保ち、隨時植替・補植等を行い、床土が露出しないよう管理すること。
  - 使用する花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根のよく発達している、徒長していない整一な形姿のものとする。球根はよく充実し、傷が無く、病虫害に侵されていないものとする。
  - 植付後はよく灌水すること。
  - 灌水後に傾いたり、根が浮き上がる等、植付が確実でない苗は植え直すこと。
- (2) 施肥
- 植替・補植等の植付時に、適宜施肥を行うこと。
- (3) 灌水
- 灌水は天候、土壤状態に注意し、無駄なく、時期を逸しないよう行う。散水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させること。
- (4) その他特記
- 花壇等にある石、空き缶等の障害物は常に除去すること。

- 花がら、枯損株等は適宜除去すること。
- 観光シーズン、催事開催時等に備え、適宜プランター等による移動式の草花植栽を準備しておくこと。

#### 6－4 雑草管理

- 植栽の健全育成維持、公園内の安全・美観維持を主な目的として実施する。

##### (1) 除草

- 雜草を根ごと除去することを除草と称する。
- 芝生地、草花植栽地は原則として除草を行う。
- 植栽植物を傷めないよう注意して行う。
- 除草後、必要に応じ適宜補植を行う。

##### (2) 草刈

- 雜草を根際より刈り取ることを草刈と称する。
- 芝生地、草花植栽地以外は原則として草刈を行う。
- 樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意する。
- 均一に刈り払い、ツル性雑草は除去する。刈り残しのないよう注意する。

##### (3) その他特記

- 原則として、除草剤は使用してはならない。
- 必要に応じ、公園利用者や近隣住民、駐車車両等に作業日時等を周知すること。
- 雜草管理後は清掃する。
- 除去雑草について種子・根等が拡散しないよう集積し、適切に処分する。

#### 6－5 病虫害防除

- 公園植栽の健全育成維持を主な目的として実施する。
  - 病虫害発生の早期発見に努め、極力薬剤を使用しない方法（剪定防除、捕殺等）により防除を行うこと。
  - 被害が拡大しないよう、迅速に、かつ徹底的に、適切な対処を行うこと。
  - 剪定防除した枝葉、枯損・罹病株等は速やかに適切な方法で処分すること。
  - 根に関わる病虫害防除後等は、必要に応じ土壤消毒を行うこと。
  - 農薬等、薬剤を使用する場合には、必ず事前に薬剤使用計画書を作成し、担当課と内容を協議すること。（7. 提出書類の項参照）
  - 薬剤は、それぞれの病虫害の特性に応じ最も効果的なものを選び、農薬取締法等の関係法規やメーカーの使用安全基準を遵守するとともに、適切な方法で行うこと。
  - 薬剤散布に際しては、近隣住民や来園者に周知を行うとともに、人畜の安全及び樹木の薬害に注意し、薬剤使用量を最小限に留めるよう努めること。
  - 敷布当日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施すること。
- ※ハブ、スズメバチ等、人畜に対する害虫駆除については、植栽管理とは別途に検討すること（2. 一般事項の項参照）

#### 6－6 気象災害時の管理

- 気象災害時、特に台風時の公園植栽の対策・保護、被害確認、ダメージ発生時の早期回復促進等を主な目的として実施する。
  - (1) 台風対策
    - 台風シーズン前に行うこと
      - ・高木類（特にガジュマル等）の幹折・枝折防止のため、樹冠状態を点検し、必要に応じ枝抜き剪定等を行う。
    - 台風接近が予測された時点行うこと
      - ・全支柱の点検、結束直し。
      - ・A レベル区域の樹木は、必要に応じて、縄・ネットを用いた枝条の巻込み保護。
  - (2) 台風通過後の管理
    - 台風通過後、直ちに行うこと
      - ・被害状況を確認し、まず高木の倒状、倒斜等を復旧する。特に倒状、傾斜に伴い根が露出した樹木等は根が乾いて死ぬ前に早急に立て直すこと。
      - ・枝折れ等が生じた場合には、捩じ切れた部分を適切に除去し、切口に殺菌・防水処理を施すこと。
      - ・雨を伴わない台風の場合、A レベル区域及びB レベル区域においては花木・果樹および草花を中心に灌水を行い、早急に塩分を洗浄する。
    - 気象回復後行うこと
      - ・倒状・傾斜より立て直した木には必ず灌水を行う。灌水は活着が確認できるまで行うこと。根に十分水がゆきわたるよう、根元周囲に水鉢をつくり十分浸透させる。活着促進剤として速効性肥料を施す。活着までの間、支柱を設置する。
      - ・必要に応じ、整枝剪定を行う。特に倒状・傾斜より立て直した木には、状況に応じて枝抜き・切返し等の剪定を行い、樹冠部の軽量化を図る。
      - ・花木・果樹および草花を中心に即効性肥料による施肥、灌水を行い、樹勢回復を図る。
      - ・その他高木・中低木は、塩分洗浄を兼ねた尿素散布を行い、樹勢回復を図る。
  - (3) その他特記
    - 災害の内容に応じ、担当課と協議して適宜対策を行うこと。
    - 天災等により何らかの被害が生じた場合には、被害報告書を作成し、被害状況、対処経過等を記録して担当課に報告及び提出する。（7. 提出書類の項参照）
    - 被害の結果、樹木撤去、移植、補植等、現状変更を要する場合、必ず事前に植栽変更協議書を作成し、担当課と内容を協議すること。（7. 提出書類の項参照）

## 6－7 催事開催時の管理

- イベント、大会等、催事開催時における植栽アピール、終了後の状況確認、ダメージ発生時の早期回復促進等を主な目的として実施する。
  - (1) 催事開催前～開催中の管理
    - 催事会場周辺、及び動線となる園路沿いにおいて草花プランターによる装飾を行う。催事主催者と協議し、適切に配置する。
    - 芝生等に重大な障害が起こらないよう、必要に応じ保護すること。
  - (2) 催事終了後の管理

- 芝生や植栽等の状況を確認する。異状があれば直ちに対処する。重大な異状が生じた場合には担当課に通報し、対応を協議する。

(3) その他特記

- 催事の内容に応じ、担当課と協議して適宜対処すること。
- 人災等により何らかの被害が生じた場合には、被害報告書を作成し、被害状況、対処経過等を記録して担当課に報告及び提出する。（7. 提出書類の項参照）
- 被害の結果、樹木撤去、移植、補植等、現状変更を要する場合、必ず事前に協議書を作成し、担当課と内容を協議すること。（7. 提出書類の項参照）

## 6－8 植栽巡回点検

(1) 目的

植栽の健全育成、美観維持、公園利用者及び近隣住民等の安全確保等を主な目的とし、定期的な巡回点検を行う。

(2) 点検項目

- 危険箇所の発生－植栽による通行障害の有無、植栽地の損壊、著しい滯水、その他安全上問題となる事態発生
- 生育異状の早期発見－葉の萎れ、変色、枝の変色、変形、枯下り、幹肌の変色、腐朽、損傷等
- 支柱異状－劣化、損傷、結束緩み、食い込み等
- 生理的変化の把握－開花、落花、結実等

(3) その他特記

- 全ての植栽を点検対象とする。
- 巡回点検に際してはあらかじめ巡回計画を立て、実施日ごとの点検目標を定め、計画的、効率的に行う。
- 异状の有無を点検記録簿に記録し、月毎に担当課へ報告する。

## 7. 提出書類

### 7－1 提出書類一覧

原則として、下記の書類を作成、提出すること。

1. 植栽管理計画書（指定後速やかに）
2. 植栽管理月報（月毎）
3. 植栽点検月報（月毎）
4. 協議書（隨時）
5. 被害報告書（隨時）
6. その他、担当課が指示する書類（隨時）

### 7－2 植栽管理計画書

- 業務指定後速やかに植栽管理計画書を作成し、担当課へ提出すること。
- 計画書内容は本水準書の要求水準を満たすこと。またはそれ以上とすること。
- 業務期間中は原則として計画書に沿った管理業務を遂行すること。

#### 7－3 植栽管理月報（植栽）

- 管理作業実施後は植栽管理記録簿を作成し、作業結果を記録する。
- 月毎に植栽管理月報を作成し、月間の管理作業実施記録をまとめる。
- 月毎に定例会を実施し、担当課へ作業報告及び提出する。

#### 7－4 植栽点検月報（植栽）

- 月毎に植栽点検月報を作成し、月間の巡回点検記録をまとめる。
- 月毎に定例会を実施し、担当課へ点検報告及び提出する。

#### 7－5 協議書

- 樹木撤去、移植、補植等、現状変更を要する場合、必ず事前に植栽変更協議書を作成し、担当課と内容を協議すること。
- 農薬等、薬剤を使用する場合には、必ず事前に薬剤使用計画書を作成し、担当課と内容を協議すること。

#### 7－6 被害報告書

- 天災、人災等により植栽及び植栽地に損壊等の被害が生じた場合、必ずその被害報告書を作成し、被害状況、対処経過等を記録して担当課に報告及び提出すること。